

港区史編さん委員会設置要綱

平成 28 年 8 月 17 日

28 港総総第 1324 号

(設置)

第 1 条 港区史の編さんを円滑に推進するため、港区史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港区史の編さんの基本方針に関すること。
- (2) 港区史の内容に関すること。
- (3) 港区史の刊行に関すること。
- (4) その他、港区史編さんに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員 14 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 区関係団体から推薦を受けた者 5 人以内
- (3) 区職員 6 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から区史編さんが終了する日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。